

特定非営利活動法人
持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会

事務局規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会（以下「法人」という。）定款第31条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 組 織

(事務局)

第 2 条 事務局に、総務経理部、事業部を置く。
2. 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第 3 章 職 制

(職員等)

第 3 条 事務局には、次に掲げる職員を置く。
(1) 事務局長
(2) 部長
(3) 専任職
2. 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第 4 章 職 責

(職員の職務)

第 4 条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。
(1) 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。
(2) 部長は、事務局長の命を受けて、各部の業務を行う。
(3) 各部の専任職は、部長の命を受けて、各部の業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第 5 条 職員の任免は、代表理事が行う。
2. 職員の職務は、代表理事が指定する。

第 5 章 事 務 処 理

(事務の決裁)

第 6 条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事又は理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第 7 条 代表理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2. 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第 8 条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規程は平成30年6月11日から施行する。

別紙：業務の分掌

部	分掌事務
総務経理部	<ul style="list-style-type: none"> ① 理事会及び総会運営 ② 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 ③ 人事及び労務 ④ コンプライアンス及びリスク管理関係（コンプライアンス委員会の運営を含む） ⑤ 内部通報窓口 ⑥ 規程類の制定及び改廃 ⑦ 購買その他の内部システム関係 ⑧ 経営戦略並びに中長期計画又は年度計画の策定及び実行管理 ⑨ 広報、プロモーション及び事業報告 ⑩ その他上記に関連する事項
地域推進 事業部	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の実施 ② 継続的進捗管理並びに成果評価の点検及び検証 ③ システム構築及び運用 ④ その他上記に関連する事項